

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後						
<p>(前 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定により定年退職した者</p> <p>(2) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の規定による定年退職後に引き続き国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）による特定有期雇用教職員として雇用され、当該職を任期満了により退職した者</p> <p>(3) 京都大学（以下「本学」という。）からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を定年退職した者</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）第5条第1項の規定により定年退職した者</p> <p>(中 略)</p> <p>(俸給月額等)</p> <p>第11条 再雇用職員の俸給月額は、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">260,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の額については、従事する業務の内容に応じて決定するものとする。</p> <p>3 給与規程第11条の規定は、再雇用職員には適用しない。</p> <p>(手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 特殊勤務手当</p> <p>(2) 超過勤務手当</p> <p>(3) 休日給</p> <p>(4) 夜勤手当</p> <p>(5) 宿日直手当</p> <p>(6) 衛生管理手当</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	俸給月額		A	210,000円	B	260,000円	<p>(対象者)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(俸給月額等)</p> <p>第11条 再雇用職員の俸給月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第2条第1号から第3号までの規定による再雇用職員 210,000円又は260,000円</p> <p>(2) 第2条第4号の規定による再雇用職員 200,000円</p> <p>2 前項第1号の額については、従事する業務の内容に応じて決定するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号（第2条第4号の規定による再雇用職員については、第1号及び第6号を除く。）に掲げる手当とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成30年3月28日から施行する。</p>
俸給月額							
A	210,000円						
B	260,000円						